

Organizational Features of the International Criminal Court

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/17741

《研究ノート》

国際組織としての国際刑事裁判所（ICC）の特徴

稲角光恵

- 一 はじめに
- 二 国際組織としてのICCの特徴
 - 1 任務
 - 2 普遍性
 - 3 常設性
 - 4 設立根拠
- 三 組織構造
 - 1 裁判官によつて構成される部
 - （一）裁判官
 - （二）統括部及び裁判部
 - 2 検察局
 - 3 書記局
 - 4 締約国会議
- 四 他の国際組織との関係
 - 1 国連との関係
 - 2 その他の国際組織
- 五 財政基盤
- 六 おわりに

一 はじめに

「国際刑事裁判所に関するローマ規程」(以下、規程)⁽¹⁾を定める条約は、国際会議において一九九八年七月一日に採択された後、条約発効条件であった六〇カ国の批准を経て二〇〇二年七月一日に発効した。本条約の発効により、国際法上重大な犯罪である戦争犯罪、人道に対する罪、ジェノサイド(集団殺害)罪、又は侵略の罪を犯した個人を裁き処罰する独立の裁判所として、国際刑事裁判所(International Criminal Court、以下、ICC)が設立されたのである。条約の発効を受け、ICCの主要機関でもある締約国会議が中心となってICCの設立作業が進められ、二〇〇三年二月の第一回締約国会議では一八名の裁判官が、同年四月の締約国会議では主席検察官が、同年六月には裁判官により書記が選出された。このようにICC構成員の人選や法廷地であるオランダ王国ハーグにおける施設の準備が進められると同時に、ICCが機能するために必要な基本文書が数々定められている。二〇〇二年九月九日には「手続及び証拠に関する規則」⁽²⁾と犯罪要素に関する定めが同時に採択され発効した。裁判所規則は裁判官により二〇〇四年五月に作成され、ICC規程第五二条に基づき締約国からの異議がなかったことにより同年一月一七日に効力を発している。他にも、司法倫理規則や職員規則、財政規則など各種の内規も定められはじめている。また、対外的な関係については、ICCの特権及び免除に関する協定⁽³⁾が二〇〇二年九月九日に締約国会議にて採択され、各国との締結に開かれている。

このようにICCではその職務の遂行を目指して着々と組織的な準備が整えられ、既に最初の逮捕者を迎えて予審裁判部で手続が開始されている。⁽⁴⁾ICCの任務は、各国の国内裁判所を補完し、⁽⁵⁾国際法上重大な犯罪の処罰を行うことにより法の支配を確立することにあるが、この新しい国際刑事司法制度に賛同し規程締約国となった国は、二〇〇六年八月末現在一〇二カ国を数え、さらに増加することが見込まれている。⁽⁶⁾規程の作成段階で貢献を示した

日本も、二〇〇七年の加盟を目指して関連する国内法の検討に入っていると報じられている。⁽¹⁰⁾ 国連事務総長がICCを正義と法の支配を促進する「近年最も重大な発展である」と評価するように、ICCの設立は注目され、将来に向けて国際法上の犯罪の刑事責任を糾弾し続けることにより類似の犯罪発生を防止する役割が期待されているのである。

ICCは、人権及び人道に関わる国際組織としても、裁判という形で紛争処理を行う国際組織としても、その目的、任務、権限等において国際組織の中でも特異な存在である。例えば、ICCの設立への気運は一九九〇年代前半に創設された旧ユーゴ国際刑事裁判所（以下、ICTY⁽¹¹⁾）及びルワンダ国際刑事裁判所（以下、ICTR⁽¹²⁾）の存在に大きく影響されており、今後の活動においてもこれら裁判所の先例性は無視できないが、組織的には異なる点が多い。本稿では、新しい国際組織であるICCについて、国際組織法の観点から特徴を述べ、組織構造を検討する。規程の批准を目下検討及び準備中である日本においても、組織としてのICCを正しく理解することが必要であり、今後のICCの活動をより正確に分析する上でも基礎的な知識として再確認する必要があると考える。

二 国際組織としてのICCの特徴

ICCは、「国際的な法人格及びその職務の遂行及び目的の達成のために必要でありうる法的能力を有する独立かつ常設的な司法機関」⁽¹³⁾である。国際組織としてのICCの特徴は、①裁判機関の中でも個人の刑事処罰を行うという任務の特異性、②普遍性、③常設性、並びに④条約を設立文書とする設立形態といった点が挙げられる。以下でそれぞれの特徴について他の国際組織、特にICTY及びICTRと比較して検討する。

1 任務

ICCは、萌芽過程にある国際司法制度における独立した司法機関として、自らの任務を以下の三点にあると表明している。⁽¹⁵⁾ 第一に、最も重大な犯罪を公平・中立かつ効果的に訴追し裁判すること、第二にその行動において透明性及び効率性を確保すること、第三に、国際刑事法の遵守及び施行、犯罪の防止、並びに不処罰の撲滅に貢献することである。他の一般的な国際組織と比較するならば、ICCはその任務において、紛争処理を行う組織であること、個人が事件当事者であること、刑事処罰を行う組織であることで特徴的であると言える。

あまたある国際組織の中でも裁判の実施といった紛争処理を主要な任務とする組織は特異な存在である。⁽¹⁶⁾ ICCと同じように多数国間条約に基づいて設立され地域的限定を持たずに紛争解決を任務とする国際組織の例として、投資紛争解決国際センター⁽¹⁷⁾が挙げられる。投資紛争解決国際センターは、一九六五年の「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」に基づいて設立された独立の仲裁裁判機構であり、締約国と締約国民との間の投資紛争を処理する。多数国間条約を設立文書とすること、国連の下部機関ではないこと、締約国が特定地域に限定されないこと、個人が関係する紛争を対象とすることなど、ICCとの共通点が見られる。しかし投資紛争解決国際センターが民事事件を専門とするのに対して、ICCは個人の刑事責任の追及という刑事事件を主たる任務とする点で異なる。確かにICCも、没収措置又は被害者への賠償命令又は被害者支援のための基金の管理など、一定程度の民事事件の処理も行う権限が与えられており、この点は刑事裁判所として先例であるICTYやICTRにはない画期的な機能として注目に値する。また、ICCの「手続及び証拠に関する規則」の規則八五は、被害者を自然人のみならず直接的な被害を被った機関又は組織も含むことができる⁽¹⁸⁾と定義していることから、ICCが自然人ではない主体に対して賠償を支払うことを被告人に命令する可能性も興味深い。しかし、これら民事的な処理は、あくまでもICCが扱う刑事事件に付随するものとして扱われるものであり、主たる任務ではない点に留意

すべきである。

数少ない紛争処理を目的とする国際組織の中でも刑事事件を扱うICCは国際組織として希少な存在である。犯罪を行った個人を対象として、個人の身体に関わる決定を行う刑事裁判の実施は、従来、国家主権の行使として各国家が国内司法制度を通じて行ってきたものである。国際組織が職務としてそれを行うことは、国際法上の犯罪の処罰に関する国際社会全体の利益に基づき国家主権の侵害であるとはみなさない国際社会の意識変化を象徴しており、国際法の発展として注目される。この点で脚光を浴びたのが、同じく個人の刑事責任の追及を任務とする機関としてICC設立前の一九九〇年代前半に設立されたICTY及びICTRである。これらの裁判所の判例及び実務経験等は先例として今後のICCの活動にも多大な影響を残すと考えられる。ICTY及びICTRと比較し、ICCはその対象犯罪にも違いがあるが、組織的な違いとしては、以下で検討する点で大きく異なる。

2 普遍性

ICTY及びICTRは、ICCにはない管轄権の制限がある。ICTYは旧ユーゴスラヴィアの解体に伴った武力紛争における残虐行為を処罰対象としているため、その管轄権は旧ユーゴスラヴィア領域内で行われた犯罪に限定されている（ICTY規程第一条）。他方、ICTRは、一九九四年にルワンダ領域内で犯された犯罪及び近隣においてルワンダ国民によって犯された犯罪のみを対象とする（ICTR規程第一条）。このように、安保理によって設置されたアド・ホック国際刑事裁判所は特定の地域を対象としたものである。これに対してICCの管轄権には地理的な限定はない。地理的及び時間的並びに被告人の国籍による制限が加えられた裁判管轄権を有するICTY及びICTRとは異なり、ICCは広範な裁判管轄権を保持することが可能である。

ICCは、EU裁判所や欧州人権裁判所、米州人権裁判所といった他の裁判組織と比較しても、地域的な限定を

欠き又は地域的な国際組織を基盤とする特別な繋がりがない点で大変特徴があると言えよう。ICCのように締約国に地域的な限定がない普遍的な裁判組織として国際司法裁判所（ICJ）⁽²⁰⁾が挙げられるが、ICJでは締約国の普遍性が国連の一機関であることから確保されている点や、ICJが国家間の国際紛争を処理する組織であり、個人には当事者適格が与えられていない点でICCとは異なる。

3 常設性

ICCは国際刑事裁判機関の中でも初めて常設性をもって設立された裁判所である。上述のようにICTY及びICTRは、特定の武力紛争中に犯された犯罪を扱うことを目的としたアド・ホックな裁判所として設立されたものである。したがって常設的な機関として想定されたものではなく、将来には裁判所としての機能を停止し閉廷することが予定されている。これに対してICCは、これら裁判所のアド・ホックな性格への批判から設立が提唱されたものであり、永続的に国際刑事法の遵守を確保する目的をもって、常設的に機能し続けることが期待されている。

4 設立根拠

ICCは多数国間条約を設立文書とする国際組織である。常設的な国際刑事裁判機構が長らく希求されつつも、その構想が規程を含む条約として法典化が完了したのは一九九八年に入ってからである。裁判所構想の基礎である規程草案の準備は国連において行われたが、最終段階の条文作成及び確定は国際会議にて行われた。したがって、特定の国家集団により創設が決定されたニュルンベルグ軍事裁判所及び極東裁判所、又は国連安保理決議により創設されたICTY及びICTRとは異なり、ICCは世界の大多数の国が参加した国際会議において多数決にて採

択された多数国間条約によって設立されたものである。⁽²¹⁾ その意味では戦勝国又は安保理といった他を圧倒する権力により創造され保護される立場にあったこれら裁判所とは異なる環境にあると言える。司法機関の設置及び存続の決定が政治的機関である安保理の意思に依存することが司法の独立性や公平性を損ないかねない⁽²²⁾と危惧されているが、ICCは多数国間条約に基づく国際制度であることからこのような危惧が回避されたと評価されている。⁽²³⁾ ICCの特徴として上述した普遍性及び常設性は、多数国間条約を設立文書とし、特定の国家集団又は政治的機関ではなく、広く国際社会の構成国の支持で創設された制度であることにより担保されているのである。

しかし、強力な特定の国家集団又は安保理の後見がないことから、ICCには限界もある。捜査、証拠収集、逮捕、並びに刑の執行において国や他の国際組織やNGOなどからの協力が不可欠である。特にICCの制度の確立及び円滑な運営のためには国家主権の尊重に基づき各国の同意を得なければならない。多数国間条約による国際組織であることから、ICCの普遍性を確保するためには、より多くの国が規程を批准し、ICCに協力することが必要である。そもそも犯罪の關係国が規程非締約国である場合、ICCの管轄権が行使できない場合もあり、⁽²⁴⁾ 国際刑事司法制度の普遍的な適用及び執行を損なう虞れがある。条約により拘束されるのは当該条約の当事国のみであるから、⁽²⁵⁾ 非締約国にICCへの協力を強制することはできない。この点で国連憲章第七章下の安保理決議により設立されたICTY及びICTRとは、強制力で差が生じるのである。国連の一機関であるICTY及びICTRのように安保理の権威下で協力が当然に国家の義務とされるわけではないからである。国連の機関ではないとはいえ、ICCはその職務遂行上、国連と良好な協力関係を築く必要がある。ICCが国連との関係協定を踏まえて密接な関係を築く努力をしていることについては後述する。以上のような特徴を持つICCについて、その内部構造を次章で検討する。

三 組織構造

ICCは、統括部、裁判部（上訴部、第一審部及び予審部）、検察局、及び書記局によって構成されており（規程第三四条）、それらICCの機関の運営監督を締約国会議が行っている（第一二二条）。ICCの内部機関及び構成員は、司法に携わるという性格から独立性が尊重されつつも、ICCの目標等を表明している規程や戦略計画等に基づき共通の任務の下で連携して行動する。⁽²⁷⁾以下で、それぞれを概括する。

1 裁判官によって構成される部

（１）裁判官

裁判を実施する各法廷を紹介する前に、その構成員である裁判官について、資格、選出方法及び構成を見てみよう。ICCの裁判官は一八名である（規程第三六条一項）。裁判官は、「徳望が高く、公正かつ誠実であり、それぞれの国で最高の司法官に任命されるのに必要な資格を有する者」（同条三項（a））であり、かつ裁判所の使用言語の一つについて堪能でなければならない（同条同項（c））。裁判官は、刑法分野の専門家又は国際法分野の専門家のいずれか又は両方である。一八名の裁判官には同一国籍の者があってはならない（同条七項）。裁判官の選出にあたっては、世界の主要な法体系が代表され、かつ地理的に衡平な代表、並びに女性及び男性の公平な代表があることが求められている（同条八項（a））。このように裁判官は、本人の国籍や性別などが考慮された上で締約国によって選出されるのであるが、裁判官は特定の国の指示に従うものではなく、職務遂行にあたり独立でなければならない（第四〇条）。裁判官の任期は九年であり、再選されることはできない（第三六条九項⁽²⁸⁾）。

裁判官の選出方法について説明しよう。裁判官候補者の指名権を有するのは規程締約国のみである（同条四項

(a)。締約国は自国民以外の者を指名することもできるが、候補者はいずれかの締約国の国民でなければならぬ(同条四項(b))。締約国により指名された候補者は二つの候補者名簿に分類され、名簿別に締約国会議における秘密投票によって選出される(同条六項)。候補者名簿Aは刑法及び刑事訴訟法の、候補者名簿Bは国際人道法及び人権法といった国際法の専門家である(同条五項)。両分野において十分な資格を有する候補者は、いずれの名簿に記載されるか選択することができる。このように裁判官の専門性を二分し、専門別の候補者リストが二つ作成されるのである。第一回の裁判官選挙においては、候補者名簿Aからは最低九名、他方、名簿Bからは最低五名が選出されなければならないと定められ、裁判官の専門性に偏りが生じないように配慮された。上記の最低選出人数の条件は第一回選挙に限定されたものであり、その後の選挙においては、候補者名簿A及びBの等しい割合で選ばれる。

二〇〇三年二月に選出された最初の一八名の裁判官は、男性一一名、女性七名により構成されていた。地理的な配分は、西欧その他七名、ラテンアメリカ及びカリブ諸国四名、アジア三名、アフリカ三名、東欧一名であった。専門別の配分においては、裁判官候補者名簿A(刑法・刑事訴訟法専門)からは一一名が、名簿B(国際法専門)からは七名が選出された。選出された裁判官の中には、ICTY又はICTRにおいて裁判官を務めた経験者もある。裁判官は二〇〇三年三月一日にハーグの宣誓式を経て判事の任に着き、裁判官の互選により、Philippe Kirsch判事(カナダ)が裁判所長を務めている。なお、三年任期であった六名の裁判官の任期切れに伴い、二〇〇六年一月二六日の締約国会議において第二回裁判官選挙が行われた。⁽³²⁾その結果、裁判官の構成比率が若干変化し、女性が八名に増加し、地理的な配分においてはアジアが二名に減少した代わりに東欧が二名に増加した。二〇〇六年八月現在における一八名の裁判官の構成は以下のとおりである。

一八名の裁判官の構成（二〇〇六年八月現在）

専門性 ——— 候補者名簿 A（刑事法）から 一一名

候補者名簿 B（国際法）から 七名

性別 ——— 男性 一〇名

女性 八名

地理的配分 ——— 西欧その他 七名

ラテンアメリカ及びカリブ諸国 四名

アジア 二名

アフリカ 三名

東欧 二名

（2）統括部及び裁判部

統括部と裁判部は裁判官によって構成されている。事件の処理に関する司法機能を果たす裁判部は、予審部（Pre-Trial Division）、第一審部（Trial Division）及び上訴部（Appeals Division）で構成されている。以下でそれぞれを概括する。

統括部（Presidency）は、裁判所長、第一裁判所次長及び第二裁判所次長により構成され、裁判所の適正な運営を確保するための職務を行う（規程第三八条三項）。例えば、統括部は、裁判官の増員を提案する権限が与えられている（第三六条二項（a））。統括部は、対外的に ICC を代表する立場にもあり、ICC について国際的な理解を促進する役割も期待されている。

予審裁判部（Pre-Trial Chamber）は、第一審部による公判が開始される前の訴追に関する事項を扱う。事件捜査の開始の是非を決定し、事件がICCの管轄権の範疇にあるか否か、その管轄権及び受理可能性を第一次的に判断する（第一八条二項及び第一九条）。予審裁判部は、検察官による捜査の開始又は中止が合理的であるかを審査する権限を与えられている（第一五条四項、及び第五三条三項）。検察官の要請に基づき逮捕状や召喚状を発行する他、証拠保全又は証人若しくは被害者の保護のための措置も決定することができる。また、起訴内容の確認のための開廷も予審裁判部の担当で行われる（第六一条）。以上のように、予審裁判部は、公判開始前の手続全般を担う法廷であり、刑事責任の有無を決するものではない。扱う事項の性質に鑑み、予審部は第一審部と同様に、主として刑事裁判の経験を有する（すなわち候補者名簿Aから選出された）裁判官で構成される（三九条）。二〇〇四年六月二三日の統括部の決定に従い、予審裁判部は現在三つ設置されている。コンゴの事例は第一予審裁判部、ウガンダの事例は第二予審裁判部というように、事件の担当が割り振られている。

第一審裁判部（Trial Chamber）の任務は、「公正かつ迅速に、被告人の権利を十分に尊重して、かつ被害者及び証人の保護に十分な考慮を払って」公判を実施することである（第六四条二項）。第一審裁判部は被告人の有罪無罪を判断し、刑を決定する。判決は裁判官の全員一致によって下されるよう努力されなければならないが、全員一致でない場合には裁判官の過半数によって判決が下される（第七四条三項）。身体刑に加えて、財産の没収（第七七条）や、被害者への賠償等の支払（第七五条）を命じることができる。

上訴裁判部（Appeals Chamber）は、裁判所長及び他の四名の裁判官により構成される（規程三九条一項）。上訴裁判部は、検察官又は被告人等によって上告された事件を扱う（第八三条及び八四条）。

2 検察局

検察局は、裁判所の管轄に属する犯罪の捜査及び訴追を行う機関である（第四二条）。ICCの各機関の職務を理解する上では、国内制度とは異なることを念頭に置かなければならない。国内制度では一般的に捜査は警察が行い、検察は専ら訴追及び裁判手続に携わる処理を担当するものであり、警察及び検察並びに裁判所は別個の機関として存在する。しかしICCの制度においては、警察及び検察を別個の国際組織として設立されてはいない。ICCは検察局及び裁判部の双方を包含する形で組織されている。そのため、ICCにおいては検察局と裁判部の独立性が損なわれないよう配慮が必要とされ、検察局はICCの主要な機関ではあるが分離された機関として独立して行動するのである（第四二条一項及び二項）。後述するように被告人の弁護人及び被害者の代理人を補佐する部が書記局下に置かれているのも同様の配慮にある。

また、任務の点においても国内制度とは異なり、警察に該当する機関がないICCでは検察局が捜査も担当し、検察官自らによる捜査又は各国の当局に捜査依頼することにより訴追に必要な情報を収集する。したがって検察局は公判に携わるのみならず、捜査を円滑に進めることも任務とし、補完性の原則の充足などICCの裁判管轄権が行使しうる環境を整えるため、各国との協力体制の維持に尽力を尽くさなければならない。

検察官は、締約国会議における秘密投票の絶対多数により選出される（第四二条四項）。二〇〇三年四月二二日、アルゼンチン出身の Luis Moreno-Ocampo 氏が主席検察官として選出され、二〇〇三年六月一六日に宣誓を経て任に着いた。検察官の任期は九年であり、再選されることはできない（第四二条四項）。

3 書記局

書記局は、ICCの運営を行う機関である（第四三条一項）。書記局を司る書記は、裁判官の絶対多数の投票で選出され（第四三条四項）、行政職員の長として裁判所長の権威の下で職務を遂行する（第四三条二項）。二〇〇三

年六月二四日、フランス人の Bruno Catata 氏が五年の任期で書記に任命された。書記局は各種の事務手続や、弁護人や被害者を支援する制度の運営も行っている。ICTY 及び ICTR と比較して被害者を支援する体制がより充実されたのが ICC の特徴の一つであり、書記局の下で被害者や証人支援の制度を運営するための部局が整備されている（第四三条六項）。

4 締約国会議

締約国会議は、全ての規程締約国により構成される。前述のように二〇〇六年八月末現在、規程締約国は一〇二カ国である。締約国会議においては、規程第一一二条七項に基づき一国一票の制度の下、多数決によって決定が採択される。提案された予算の採択、裁判官及び検察官の選出など多様な事項について決定権を持つが、締約国会議は ICC が実施している裁判に干渉することはできない。しかし、例えば、ICC への協力拒否する国があった場合、その対応について締約国会議において審議される可能性もあることや、締約国会議下の作業部会において「侵略の罪」の定義について審議中であり国際法の法典化作業に関わる重大な任務にあることから分かるように、締約国会議の決定が国際刑事法に与える影響も無視できない。

四 他の国際組織との関係

1 国連との関係

ICC は、多数国間条約によって設立された独立した国際組織であり、国連の一機関ではない。しかし規程の作成準備に国連が長年関わってきたように、ICC と国連とはその設立以前から密接な関係にある。規程においても国

連安保理に特別な権限が与えられている。ICC規程では、安保理による状態の付託が許容される(第一三条(b))など国連との関係が示唆されつつも、関係の詳細については定められなかった。そこでICC規程第二条に従い国連と関係協定(以下、ICC国連関係協定)を締結し協力関係を樹立している。ICC国連関係協定は、二〇〇一年一〇月に国連事務総長とICCを代表して裁判所所長が締結した。⁽³⁴⁾ 関係協定に基づき、ICCと国連は相互に協力し協議する。ICCは国連機関に議題を提出する権限が認められる(ICC国連関係協定第七条)一方、ICC国連関係協定第六条及び国連総会決議六〇/二九に基づきICCは年次報告書を国連総会に提出し始めている。⁽³⁵⁾

ICCと国連との一般的な関係についてICC国連関係協定に基づき説明する前に、規程により安保理に与えられた特別な権限について述べる。規程上、安保理には、①状態をICCに付託する権限、及び②ICCの活動を制限する権限が与えられている。既に①及び②両方の権限を安保理が行使した例がある。

①のICC規程第一三条(b)に基づき状態を付託する権限については、安保理決議一五九三(二〇〇五年)が行ったスーダンのダルフル地方の状態の付託が最初の例である。二〇〇五年一月、ダルフルに関する事実調査委員会は、国連事務総長にダルフル地域に関する報告書を提出し、スーダンの司法制度が同地域において犯された犯罪を処罰する「能力を欠く(incapable)」き、かつ当局は「意図を欠く(unwilling)」状態にあるとして、安保理によってICCに付託されるべきであると勧告した。⁽³⁶⁾ 二〇〇五年、安保理はダルフルに永続的な平和と安全を確保するためには犯罪責任が追及され正義がもたらされることが必須であると確認し、安保理決議一五九三により「二〇〇二年七月一日以降のダルフル地域の状況」をICCに付託し捜査を促した。⁽³⁷⁾ 当該安保理決議は、二〇〇五年三月三十一日、賛成一ヶ国、棄権四ヶ国(アルジェリア、ブラジル、中国、米国)の票により採択されたものである。当該決議は、スーダン政府及び他の関係国に対してICCに協力することを義務づけるとともに、ICC規程の非締約国を含むすべての国及び関係する国際組織に対して十分に協力することを要請した。⁽³⁸⁾ 同様に二〇〇六年の

安保理決議一六七四も武力紛争の防止には適切な国内及び国際的制度を通じた不処罰の終焉が必要であることに言明している。検察官は安保理に捜査の進展状況を報告しているが、⁽³⁹⁾ダルフル地域の犯罪をICCに訴追する上では、補完性の原則にのっとり競合する管轄権を有する国内裁判所に優先することをいかに証明するか注目される。ICC国連関係協定においても、安保理によって状態が付託された場合には、ICCも安保理に情報提供を継続して行い協力関係を築き、当該事案についてICCに協力しない国を安保理に通報すること、他方、安保理は通報された協力拒否の問題への対処として講じた措置についてICCに通知することが定められている（ICC国連関係協定第一七条）。

以上で概括した①の安保理による状態の付託は、ICCの任務への支持を意味するのに対し、②の権限はICCによる任務の遂行を妨げる虞れがあるため濫用が危惧されている。規程第一六条に基づき、安保理が国連憲章第七章下の決議によりICCに対して捜査又は訴追を行わないよう要請した場合には、ICCは一二ヶ月間は当該要請に従わなければならないが、安保理は二〇〇二年七月二日、決議一四二二により初めてこの権限を行使した。⁽⁴⁰⁾規程非締約国を国籍国とする国連要員に対するICCの管轄権行使を認めない旨を表明した同決議は、一二ヶ月毎に安保理において同内容の決議を採択し続けることにより更新することが予定され、⁽⁴¹⁾翌年の二〇〇三年には安保理決議一四八七により更新されたが、批判の高まりによりその後の採択は見後られた。但し二〇〇三年八月一日に採択された安保理決議一四九七は、リベリアへの派遣要員について規程非締約国に排他的な管轄権がある旨宣言することによって暗にICCの管轄権を阻止していると解されている。

次にICCと国連全体との関係についてICC国連関係協定に基づき検討する。ICCが国連に最も期待するのは、国連の広範な活動を通じて収集された情報の提供であろう。上述の安保理による状態の付託も情報提供の一種と言えるが、その他の国連機関も含めて国連全体からの協力が期待されている。情報提供について関係協定は以下

のように定める。

「第十五条（国際連合と裁判所との協力に関する一般規定）

1 憲章上の責任及び権限を尊重し、かつ適用可能な国際法に定められている規則に従うことを条件として、国際連合は、裁判所に協力し、規程第八七条六項に従って裁判所が要請しうる情報又は書類を裁判所に提供すること
を約束する。

2 国際連合又は関連する国際連合の計画、基金及び事務所は、憲章及び規程の諸規定と矛盾しないその他の形態の協力及び援助を与えることに同意することができる。

3 情報若しくは書類の開示又はその他の形態の協力の規定が、国際連合の職員若しくは元職員の安全を脅かし又は国際連合の行動又は活動の安全若しくは適当な実施を害する場合には、裁判所は、特に国際連合の要請により適当な保護措置を命令することができる。そのような措置がない場合には、国際連合は、情報若しくは書類の保留又はそれらの適当な形態（編集の導入を含む）での提出を含む独自の保護措置をとる権利を留保しつつ、情報若しくは書類を開示し又は要請された協力を提供するよう努力する。

第一六条（国際連合職員の証言）

1 裁判所が国際連合の職員又は国際連合の計画、基金若しくは事務所の一員の証言を要請する場合には、国際連合は裁判所に協力することを約束し、必要ならば、憲章上の責任及び権限並びに国際連合の特権及び免除に関する条約に妥当な考慮を払い、かつその規則に従うことを条件として、その者の秘守義務を放棄する。

2 事務総長は、裁判所に証人として出頭する国際連合の職員を補助する国際連合の代表者を任命する権限を裁判所により与えられる。」

このように国連は国連職員の証言がICCにより要請された場合、必要に応じてその者の守秘義務を放棄する（第一六条一項）といった公判への協力のみならず、検察官による捜査にも協力を約束する（第一八条）など、ICCを支援する態度を関係協定の諸条項に表明している。ICCの側でも、情報提供を行う国連に害が及ばぬよう配慮し、適当な場合には保護措置を命令することができる（第一五条三項）。また、秘匿性を条件に提供された情報について国連が追っている守秘義務にも配慮され、情報提供者の同意が得られない場合にはICCへの情報提供は強制されない（第二〇条）⁽⁴²⁾。

さらに注目されるのは、国連活動に関わる者の特権及び免除が放棄されている点である。ICC国連関係協定第一九条は以下のように定める。

「第一九条（国際連合の特権及び免除に関する規則）

裁判所が裁判所の管轄内の犯罪について刑事責任を有すると思われる者に対して管轄権を行使することを求め、かつ、国際連合の特権及び免除に関する条約並びに国際法の関連規則に従い、当該の者が国際連合のための職務の独立した行使のために必要である特権及び免除を享有する状況にある場合、国際連合は、裁判所に十分協力し、特に国際連合の特権及び免除に関する条約並びに関連する国際法規則に従い当該特権及び免除を放棄することにより、裁判所に管轄権の行使を許すために必要なすべての措置をとることを約束する。」

このように、国連の名の下で特権及び免除を享受する者に対してICCが管轄権を行使することを要求する場合には、国連は当該特権及び免除を放棄するなど、ICCに管轄権行使を許容するために必要なすべての措置をとる

ことを約束している点は、大変興味深い。そもそも規程第二七条は公の地位に関わらず個人の刑事責任が免除されないことを明確にしているが、国連活動に関わる者については規程第一六条⁽⁴⁵⁾に基づくICCと安保理との緊張関係によって、規程非締約国の国籍を有する国連要員の特権及び免除を考慮せざるをえない状況が作り出されていたことは前述のとおりである。国連とICCとの間で懸念材料でもあった安保理決議一四二二および一四八七に象徴されたICCへの不支持の機運を払拭する役割をICC国連関係協定は果たしている。

ICC国連関係協定を基礎として、ICCは個別の国連諸機関と別個に協定も結んでいる。例えばコンゴ民主共和国で転開され活動している国連機関MONUCとの協力関係を約束する協定など、ICC国連関係協定第一八条に基づきICC検察局は国連諸機関と新しく一〇の協定を締結した。⁽⁴⁶⁾また、国連との情報共有と活動上の協力を容易にするために、ICC締約国会議は国連本部があるニューヨークに常設の事務所を開設することを二〇〇五年二月に決定している。

以上のように、ICCは国連とは別の独立した国際組織としての地位を維持しつつ、国連と特別な協力関係を樹立している。比較的国連の側に大きな協力義務を課すICC国連関係協定は、国際法上の重大な犯罪の処罰を国際社会全体の関心事項とするICCの基礎理念とICCの普遍性への国連の賛同を現し、ICCの独立性及び客観性への信頼を体现していると考えられる。

2 その他の組織

ICCはEUとも協力関係を樹立する協定を締結している。⁽⁴⁵⁾EUは、国連と同様に情報提供においてICCに協力し、必要な場合には特権及び免除を放棄することを約束するとともに、裁判官及び検察官及びその他の職員の訓練などにも協力する意向を示している。⁽⁴⁶⁾同様の協定をICCはアフリカ連合(AU)とも交渉中である。⁽⁴⁷⁾

興味深いのは他の裁判組織との関係である。近年、個人の刑事責任を追及する裁判機関の新設が相次ぎ、これら裁判所間の関係が今後の統一的な国際刑事法の発展のためにも課題とされる。ICCはICTRへの通訳役務の提供を例に挙げ、諸々の裁判所が実務的な問題において相互に協力しうることを主張している。⁽⁴⁸⁾さらに本年、ICCはシエラレオネ特別裁判所に特別な協力を行う姿勢を見せた。リベリア元大統領のチャールズ・テイラーの公判を行うシエラレオネ特別裁判所に対してハーグにあるICCの施設を貸与することを決定したのである。ICCは、シエラレオネ特別裁判所と二〇〇六年四月一三日に覚書を締結し、シエラレオネ特別裁判所にICCの法廷設備及び拘束施設並びに裁判の実施に関連する役務を提供することに合意した。ICCの施設利用等の経費はシエラレオネ特別裁判所がICCに前払いする。⁽⁴⁹⁾この特別措置は、二〇〇六年六月一六日の国連安保理決議が被疑者チャールズ・テイラーをシエラレオネからオランダに移送することを許可したことにより国連によっても追認されている。注意すべきは、ICCは設備及び一部役務の提供を行うのみであり、裁判自体はシエラレオネ特別裁判所がハーグにて行う点であるが、同一の法廷地・法廷施設であることにより裁判主体の違いが人々によって認識されにくい虞れはある。このような特別措置の下での他の裁判主体による行動がICCの公平性及び独立性への誤解を招かぬよう注意が必要である。

五 財政基盤

ICCの財政は、規程第一一三条に基づき二〇〇二年九月の締約国会議にて採択された財政規則⁽⁵⁰⁾に従って管理されている。基本的に財政は各年度毎に集計監査されている。国連下部機関として国連の通常経費で運営されているICTY及びICTRとは異なり、独立した国際組織としてICCの経費は締約国が拠出する分担金によってまか

なわれている。ただし、規程第一一五条(b)に定めるように、締約国からの分担金に加えて、国連により提供される基金も財源とすることができる。なお、締約国が拠出する分担金の配分を決定する上では、規程第一一七条に基づき国連の分担金決定のために使用されている比率が用いられている。分担金の支払実績を見るならば、二〇〇五年度は八二・三%の分担金が締約国により支払われており、二〇〇四年度の回収率八一%より向上したと報告されている⁽⁵⁵⁾。しかし、割り当てられた分担金全額を支払っている国は三〇ヶ国のみであり、分担金の不払いが将来的に問題を生じさせる可能性が懸念される。二〇〇五年度は、六八〇〇万ユーロの収入に対して、支出は六三八〇万ユーロであったため赤字の問題はなかったが、裁判の開始と捜査する事件の増加により支出の増加が見込まれることから、予算・財政について委員会で審議を深めることが予定されている。現に二〇〇七年度予算として九三四六万ユーロが提案されているように、ICCの経費は増加傾向にあり、締約国に対しては分担金の支払いが促されている。また、二〇〇七年に規程を批准する方針を決めた日本がICCの分担金として一九億八〇〇万円を二〇〇七年度予算の概算要求に盛り込んだとのニュースは、経済大国の支持を得たICCの財政の将来的な安定を意味し、大きく歓迎されている⁽⁵⁶⁾。

六 おわりに

本稿ではICCの国際組織としての特徴を述べ、その組織構造を検討した。任務、普遍性、常設性、並びに多数国間条約を設立根拠とする形態において、ICCは特徴のある国際組織である。その重要性和特異性から国際社会の期待と注目を集めているが、ICCの制度への理解と協力が国際社会全体に浸透するにはまだ課題も大きい。ICCの検察局が具体的に事件処理を開始している最初の三例はすべてアフリカ大陸における紛争に関連する事件で⁽⁵⁷⁾

あり、対象地域の偏りも指摘されている。コンゴ民主主義共和国の事例及びウガンダの事例は、ICC規程第一四条に基づきICC規程締約国でもある当該関係国政府から付託されたものであるの⁽⁵⁹⁾に對し、スーダンのダルフル地域の状態は国連安保理によって付託されたものである。前者二事例では規程締約国からの付託であるため円滑な捜査に向けた協力が期待できるが、後者の安保理による付託の場合には、スーダンがICC規程の締約国ではないため、同国からの協力の確保が今後の課題として残る。

新しく設立された国際組織として、ICCの機関はまだ試行錯誤の状況にある。ICCは戦略計画においてICCの任務を遂行するための三つの戦略的目標を設定している。その目標とは、司法の質を確保し、十分に支持され認められる制度として確立し、かつモデルとなることであるが、これらの目標をいかに達成していくのか、今後のICCの公判活動が期待されているとともに、他のモデルとなりうる組織構造の構築と運営の効率化が注目される。

- (1) 規程第二六条、参照。
- (2) 規程第三條、参照。
- (3) Rules of Procedure and Evidence, ICC-ASP/1/3 (part II-A), adopted and entered into force on 9 September 2002.
- (4) Elements of Crimes, ICC-ASP/1/3(part II-B), adopted and entered into force on 9 September 2002.
- (5) Regulations of the Court, ICC-BD/01-01-04, adopted and entered into force on 26 May 2004.
- (6) Agreement on the Privileges and Immunities of the ICC, ICC-ASP/1/3, 11 October 2004年七月二二日に発効。
- (7) See, ICC Press Release, ICC-OTP-20060828-157, 28 August 2006.
- (8) 補完性の原則については、規程前文及び第一七条などを参照。松田誠「国際刑事裁判所の管轄権とその行使の条件」『ジュリスト』二二四六号（一九九八年二月）、及び、岡田泉「国際刑事裁判所の管轄権」『国際法外交雑誌』第九八巻五号（一九九九年二月）、参照。
- (9) 最新の規程締約国数及び国名については、ICCのホームページ、<http://www.icc-otp.int/asp/statesparties.html>、参照。

- (10) 読売新聞、二〇〇六年九月三日、二面、参照。批准に向けた日本での議論については、秋葉剛男・植木俊哉「国際刑事裁判所の現状とその将来——外務省・欧州連合共催セミナーの概要」及び、石垣友明「ICC規程締結に向けた日本の課題」「ジュリスト」二二八五号（二〇〇五年三月）、参照。
- (11) See Rule of Law and Transitional Justice in Conflict and Post-Conflict Societies: Report of the Secretary-General, U.N. Doc. S/2004/616 (2004), p.49.
- (12) 一九九一年以降に旧ユーゴスラヴィア領域で犯された国際人道法の重大な違反の責任を有する者を訴追するための国際裁判所。一九九三年、国連憲章第七章の下で行動する安保理により、決議八〇八を受けて決議八二七により設立された。
- (13) 一九九四年一月一日から同年二月三十一日までの間にルワンダ領域で行われたジェノサイド及び他の国際人道法の重大な違反の責任を有する者並びに近隣諸国の領域で行われた同様の違反の責任を有するルワンダ国民の訴追のための国際刑事裁判所。一九九四年一月八日、安保理決議九五五により設立された。
- (14) 註(34)、ICC国連関係協定第二一条。
- (15) See Strategic Plan of the International Criminal Court, ICC-ASP/5/6, 4 August 2006, p. 4.
- (16) それ故、それらの国際組織は国際紛争処理に関わる研究の対象とされつつも国際組織法又は国際機構論に関する教科書等での記述は比較的小さい。
- (17) 投資紛争解決国際センターについては、河野真理子「投資紛争解決国際センターの制度と活動」「国際商事法務」第二六巻六号（一九九八年六月）、参照。
- (18) 「手続及び証拠に関する規則」の規則八五は以下のように定める。
「規則八五（被害者の定義） 規程並びに手続及び証拠に関する規則の目的上、
（a）被害者とは、裁判所の管轄内の犯罪の遂行の結果として危害を被った自然人を意味する。
（b）被害者には、宗教、教育、芸術、学術若しくは慈善目的に供される財産、並びに歴史的建造物、病院及び人道的目的のためのその他の場所及び物に、直接的な危害を被った機関又は組織を含むことができる。」
本稿はICCの国際組織としての特徴に焦点をあてるため、管轄権の違いに関わる問題の詳細な検討は行わない。対象犯罪については、真山全「国際刑事裁判所の対象犯罪」「ジュリスト」二二四六号（一九九八年二月）、参照。
- (19) 国連憲章第九二条、第九三条一項、参照。
- (20) 条約は、賛成二二〇ヶ国、反対七ヶ国、棄権二ヶ国で採択された。

- (22) ICTY及びICTRの裁判において被告人から安保理による裁判所設置の違法性が主張されたが、同裁判所とも被告人の抗弁を却下した。
See, for example, *Tadić Case*, IT-94-I-AR72, Decision on the Defence Motion for Interlocutory Appeal on Jurisdiction, 2 October 1995, and also, *Kanyabashi Case*, ICTR-96-15-T, Decision on Jurisdiction, 18 June 1997. ICTY, ICTR, 及びシエラレオネ特別裁判所の設立形態の合法性の検証について, Sec. W. A. Schabas, *The UN International Criminal Tribunals: The Former Yugoslavia, Rwanda and Sierra Leone* (Cambridge University Press, 2006), pp. 47-60.
- (23) 古谷修「『国際刑事裁判所（ICC）設置の意義と直面する問題』」法学教室「二八一号（二〇〇四年二月）二四頁、参照。
- (24) 安保理による状態の付託の場合を除き、ICCが管轄権を行使するためには、犯罪行為地国又は被疑者の国籍国が規程締約国でなければならず、関係する国が非締約国である場合には同国の同意が条件とされる。規程第二二条、参照。ICCの管轄権行使の前提条件については、拙稿「国際刑事裁判所による管轄権行使と国家の同意について」『金沢法学』第四二巻一号（一九九九年二月）、参照。
- (25) 「条約法」に関するウィーン条約」、及び「国と国際機関との間または国際機関相互の間の条約についての法に関するウィーン条約」、第二六条、第三四条、参照。
- (26) Strategic Plan of the International Criminal Court, supra note (15).
- (27) See, *ibid.*, paras. 15, 16.
- (28) ICCの公用語は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語である（規程第五〇条一項）が、使用言語は英語及びフランス語である（同条二項）。
- (29) ただし、裁判官総員一八名が選ばれる第一回の選挙においては、ICC規程第三六条九条（b）に基づき、三年任期、六年任期、九年任期に六名ずつ選出された。
- (30) ただし、前記註で説明したように三年任期で選出された者は、ICC規程第三六条九条（c）に従い、一任期につき再選されることが可能である。
- (31) 第一回裁判官選挙における選出者は以下のとおりである。国籍の後に記した年数は任期期間である。前記註（29）で述べたように、裁判官はそれぞれ、三年、六年若しくは九年の任期をもつ者として選出された。
候補者名簿Aからの選出
Philippe Kirsch（カナダ） 六年
Elizabeth Odio-Benito（コスタリカ） 九年
Karl T. Hudson-Philips（トリニダード・トバゴ） 九年

Claude Jorda (フランス) 六年
 Georgios M. Pikis (キプロス) 六年
 Tulioma Neroni Stade (サモア) 三年
 Sang-Hyun Song (韓国) 三年
 Maureen Harding Clark (アイルランド) 九年
 Fatoumata Dembele Diarra (マリ) 九年
 Sir Adrian Fulford (英国) 九年
 Sylvia Steiner (ブラジル) 九年
 候補者名簿Bからの選出

- Akua Kuanyehia (ガーナ) 三年
 Nwenehem Pillay (南アフリカ) 六年
 Hans-Peter Kaul (ドイツ) 三年
 Mauro Politi (イタリア) 六年
 Rene Blattmann (ボリビア) 六年
 Etkki Kuurila (フィンランド) 三年
 Ania Usacka (ラトヴィア) 三年
- (32) 第二回裁判官選挙においては、前駐に列挙した三年任期の裁判官六名のうち、サモア出身の裁判官以外の五名が再任されたのに加えて新たにブルガリア出身の Ekaterina Trendafilova 氏が任命された。

- (33) For the decision of the Presidency, see ICC Press Release 01/04. 規程第三九条二項(c)に基づき、第一審裁判部と予審裁判部は業務量に応じて複数設置されるのが許容されている。

- (34) Relationship Agreement Between the United Nations and the International Criminal Court, Oct. 4, 2004, UN Doc. A/58/574, annex (entered into force on Oct. 4, 2004).

- (35) ICCは最初の年次報告書(UN Doc. A/60/177)を二〇〇五年八月一日に、第二年次報告書(UN Doc. A/61/217)を二〇〇六年八月三日に国連総会に提出した。ちなみに国連総会に提出された年次報告書はICC内で予算・財政監査等で用いられている年度期間とは異なる。ICCの財政は毎年一月から二月を一年度として管理運営されているが、例えば二〇〇六年に国連総会に提出された年次報告書は、二〇〇五

- 年八月一日から二〇〇六年八月一日までの期間を対象としてICCにおける発展を記したものである。
- (36) Report of the International Commission of Inquiry on Darfur to the United Nations Secretary-General (Jan. 25, 2005), para. 569, available at <http://www.un.org/News/4/sudan/com_inq_darfur.pdf>.
- (37) SC Res. 1593, para. 1 (Mar. 31, 2005).
- (38) *Ibid.*, para. 2.
- (39) 例へば、Sec. Third Report of the Prosecutor of the International Criminal Court to the UN Security Council Pursuant to UNSCR 1593 (2005), 14 June 2006.
- (40) 安保理決議二四二二については、森川康宏「安全保障理事会決議二四二二の検討」『法学研究論集（明治大学大学院）』第二二巻（二〇〇四年）、及び、古谷修一「国際刑事裁判所（ICC）設置の意義と直面する問題」『法学教室』二八一号（二〇〇四年一月）、二六頁、参照。See also, Keichiro Okimoto "Violations of International Humanitarian Law by United Nations Forces and Their Legal Consequences", in T. McCormack and A. McDonald ed., *The Yearbook of International Humanitarian Law* 2003 (T.M.C. Asser Institute, 2006), pp. 231-234, and also, M. Weller "Undoing the Global Constitution: UN Security Council Action on the International Criminal Court" *International Affairs* Vol. 78 (2002).
- (41) See, SC Res. 1422, para. 2.
- (42) ICC国連関係協定第二〇条（秘密性の保護）は以下のように定める。「国際連合が保管、所有若しくは管理下におく情報又は文書で、一国、政府機関、国際機関、非政府機関、若しくは個人から秘密に国際連合に対して開示されたものを提供することが裁判所により要請された場合には、国際連合は、当該情報又は文書の開示につき情報提供者の同意を求め、適当な場合には、裁判所に対して、国際連合のために当該情報又は文書の開示につき情報提供者の同意を裁判所が求めることができることを通知する。情報提供者が規程の締約国であり、かつ国際連合が情報開示につき同国の同意を合理的な期間内に得ることを怠った場合、国際連合は裁判所に通知する。その場合、開示の問題は関係締約国と裁判所の間で規程に従い解決される。情報提供者が規程の締約国ではなく、かつ開示への同意を拒否した場合には、国際連合は、情報提供者に対して負っている既存の秘密義務の故に、裁判所に要請された情報又は文書を提供不能である旨、通知する。」
- (43) 規程第一六条は以下のように定める。
- 「第一六条（捜査又は訴追の延期）安全保障理事会が、国際連合憲章第七章の下で採択された決議において、裁判所に対して捜査又は訴追を開始し又は進めないう要請した場合には、一二カ月の間、この規程の下でいかなる捜査又は訴追も開始し又は進めることはできない。当該要請は、同一の条件の下で安全保障理事会によって更新されることができ。」
- (44) 二〇〇六年国連総会への年次報告書、註（35）、para. 47、参照。

- (45) Agreement between the ICC and the European Union on Cooperation and Assistance, signed on 10 April 2006, entered into force on 1 May 2006, see ICC-PRES/02-01-06.
- (46) See, *ibid.*, Article 12, and 15.
- (47) 二〇〇六年国連総会への年次報告書、註(35)、para. 55、参照。
- (48) See, *ibid.*, para. 57.
- (49) シエラレオネ特別裁判所は、シエラレオネ政府と国連が二〇〇二年一月一六日に締結した裁判所を設立する協定に基づき、一九九六年一月三〇日以降シエラレオネ領域において犯された国際人道法およびシエラレオネ国内法の重大な違反の責任を有する者を処罰する刑事裁判所である。See, SC Res/1315 (2000), 14 August 2000. シエラレオネ特別裁判所については、山下恭弘「紛争後の恩赦と裁判—シエラレオネの場合—」『福岡大学法学論叢』第四九巻二号(二〇〇四年九月)、参照。
- (50) Memorandum of Understanding regarding Administrative Arrangements between the ICC and the Special Court for Sierra Leone, adopted and entered into force on 13 April 2006, see ICC-PRES/03-01-06.
- (51) See, ICC Press Release, 21 June 2006.
- (52) See, the Financial Regulations and Rules, ICC-ASP/1/3.
- (53) See, Financial Statements for the Period 1 January to 31 December 2005, External Auditor's Report 2005, ICC-ASP/5/2, 8 August 2006, para. 20.
- (54) See, Report of the Committee on Budget and Finance on the work of its sixth session, ICC-ASP/5/1, para. 12.
- (55) See, *supra* note (53), paras. 16, 17.
- (56) 九三六六万ユーロの予算内訳は、締約国会議に四三四万ユーロ、統括部と裁判部に一〇五九万ユーロ、検察局に二五二五万ユーロ、書記局に五〇七一万ユーロ、及び裁判所施設への投資として二五七万ユーロが計上されている。See, Proposed Programme Budget for 2007 of the International Criminal Court, ICC-ASP/5/9, 22 August 2006, p.3.
- (57) 註(10)、参照。
- (58) ICCの捜査状況については、野口元郎「ICCは今——国際刑事裁判所の現状と加盟問題に関する一考察」『ジュリスト』二二〇九号(二〇〇六年四月)、参照。
- (59) ICC Press Release, Prosecutor Receives Referral of the Situation in the Democratic Republic of Congo (Apr. 19, 2004); ICC Press Release, The Office of the Prosecutor of the International Criminal Court Opens Its First Investigation (June 23, 2004).